

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和2年1月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、1週間あたり38時間45分に満たない範囲内で、広域連合長が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 会計年度任用職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、条例第3条第1項の規定の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 会計年度任用職員の勤務時間の割振りは、条例第3条第2項の規定の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、条例第4条の規定の例による。

(週休日の振替等)

第4条 週休日とされた日において特に勤務する必要がある会計年度任用職員の週休日の振替等については、条例第5条の規定の例による。

(休憩時間)

第5条 会計年度任用職員の休憩時間については、条例第6条の規定の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 会計年度任用職員における正規の勤務時間(第2条から第4条までの規定により割り振られた勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間における勤務については、条例第7条の規定の例による。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の早出遅出勤務)

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の早出遅出勤務については、条例第8条の規定の例による。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、条例第9条の規定の例による。

(休日)

第9条 会計年度任用職員の休日については、条例第10条の規定の例による。

(休日の代休日)

第10条 会計年度任用職員に対する休日の代休日の指定については、条例

第11条の規定の例による。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇については、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第12条 広域連合長は、次の各号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員に対して、当該各号に定める日数の有給休暇を与えなければならない。

- (1) 1週間の勤務日の日数が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日の日数が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間あたりの勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日の日数が217日以上であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日
- (2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第1の日数欄に掲げる日数を加算した日数
- (3) 1週間の勤務日の日数が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間あたりの勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。以下、この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日の日数が48日以上216日以下であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日の日数が4日以下とされている会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年

度任用職員にあつては1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。
- 3 広域連合長は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 年次有給休暇の単位は1日又は1時間とする。
- 5 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日あたりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、勤務日の1日あたりの平均勤務時間（第2条の規定による1週間あたりの勤務日の勤務時間の合計を当該勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間））をもって1日とする。

（特別休暇）

第13条 広域連合長は、会計年度任用職員について、別表第3の特別休暇を受けることができる事由欄に掲げる事由がある場合には、当該会計年度任用職員に対して同表の特別休暇の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 2 広域連合長は、会計年度任用職員について、別表第4の特別休暇を受けることができる事由欄に掲げる事由がある場合には、当該会計年度任用職員に対して同表の特別休暇の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 3 別表第3及び別表第4の特別休暇の期間の欄中、特に定めるものを除くほか、時間数、日数、週数、月数及び年数中には、休憩時間、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

- 4 別表第4の第9号及び第10号に規定する休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 5 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 6 前条第5項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。
- 7 別表第4第6号の特別休暇の期間は別表第5に定める期間とする。この場合において、1週間の勤務日の日数が定められている会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の区分ごとに定める日数の範囲内とする。

（介護休暇）

第14条 条例第16条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号。以下「勤務時間規則」という。）第20条第3項の規定により指定期間（条例第16条第1項に規定する指定期間をいう。）の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「6月」とあるのは「93日」

と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する介護休暇については、フルタイム会計年度任用職員の場合にあっては秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を、パートタイム会計年度任用職員の場合にあっては同条例第18条第2項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（介護時間）

- 第15条 条例第16条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、同項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、介護時間について準用する。

（特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認等）

- 第16条 特別休暇、介護休暇及び介護時間についての承認及び休暇の請求等の手続については、勤務時間規則の規定の例による。

（委任）

- 第17条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）職員である者のうち、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の法第22条第5項の規定により任用された臨時的任用職員又は法第17条第1項の規定により任用された一般職の非常勤職員である者であって、施行日に広域連合の会計年度任用職員として任用された者の令和2年度における年次有給休暇については、第12条第1項の規定にかかわらず、施行日に、施行日の前日において現に当該者に付与されていた年次有給休暇の残日数に相当する日数の年次有給休暇を付与する。

別表第1（第12条関係）

6月経過日から起算した 継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

別表第2（第12条関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
任用の日 から起算 した継続 勤務期間	6月	7日	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日	2日
	2年6月	9日	6日	4日	2日
	3年6月	10日	8日	5日	2日
	4年6月	12日	9日	6日	3日
	5年6月	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	15日	11日	7日	3日

別表第3（第13条関係）

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間
(3) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	必要と認める期間
(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間
(5) 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	<p>死亡を知った日又はその翌日から起算して次に掲げる期間内で必要と認める期間</p> <p>①配偶者、父母・・・7日</p> <p>②子・・・5日</p> <p>③祖父母・・・3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）</p> <p>④孫・・・1日</p>

	<p>⑤兄弟姉妹・・・3日</p> <p>⑥おじ又はおば・・・1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあつては7日）</p> <p>⑦父母の配偶者又は配偶者の父母・・・3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては7日）</p> <p>⑧子の配偶者又は配偶者の子・・・1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては5日）</p> <p>⑨祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹・・・1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては3日）</p> <p>⑩おじ又はおばの配偶者・・・1日</p>
<p>(6) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>5日（週休日、休日及び代休日を除く。）以内で必要と認める期間</p>
<p>(7) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1年の7月から9月までの期間内における原則として連続する日数（週休日、休日及び代休日を除く。）で、会計年度任用職員の1週間の勤務日の日数が、5日以上の場合にあつては5日以内、4日の場合にあつては4日以内、3日の場合にあつては3日以内、2日の場合にあつては2日以内、1日の場合にあつては1日以内</p>

別表第4（第13条関係）

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) 女性会計年度任用職員が出産する場合	出産予定日前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）及び出産した日の翌日から8週間。ただし、出産予定日前の休暇に残日数があるときは、2週間を超えない範囲内において、出産した日後の休暇に通算することができる。
(2) 妊娠中の女性会計年度任用職員又は出産後1年を経過していない女性会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月末）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(3) 生理日において勤務することが著しく困難である女性会計年度任用職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
(4) 生後1年6月に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のため必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ1時間以内の期間（男性会計年度任用職員にあつては、広域連合長が定める期間）
(5) 会計年度任用職員が、公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間

<p>(6) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>（第3号及び前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において別表第5に定める期間</p>
<p>(7) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を除く。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認める期間</p>
<p>(8) 妊娠中の女性会計年度任用職員が請求した場合において、当該会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>
<p>(9) 会計年度任用職員（1週間の勤務</p>	<p>1の年度において5日（家族が2人以</p>

<p>日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その配偶者、父母、配偶者の父母若しくは養育する義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。)(以下、「家族」と総称する。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をを行うことをいう。)をし、又は家族が予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際に介助をする場合</p>	<p>上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間</p>
<p>(10) 会計年度任用職員(1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が要介護者の介護をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間</p>
<p>(11) 前各号に掲げる場合のほか、広域連合長が特別休暇とすることを適当と認める場合</p>	<p>必要と認める期間</p>

別表第5 (第13条関係)

1週間の勤務日の日数	5日	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日 以上	169日か ら	121日か ら	73日 から	48日 から

		216日ま で	168日ま で	120日ま で	72日 まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表における「5日以上」には、1週間の勤務日の日数が4日以下で1週間あたりの勤務時間が29時間以上であるものを含むものとする。